

## 河川・下水道事業調整協議会設置要綱

### (設置)

第1条 局地的な大雨に伴う川越市内の浸水被害を軽減し、埼玉県と川越市が連携して河川及び下水道の整備をより効果的に実施するために必要な事業間の調整を行うことを目的として、河川・下水道事業調整協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務について必要な事項を検討する。

- (1) 浸水被害の状況及び要因の把握
- (2) 浸水被害軽減に向けた連携方針の検討
- (3) 浸水対策事業の実施計画の進行管理
- (4) その他協議会が必要と認めた事項

### (組織)

第3条 協議会は、別表1に掲げる機関の代表者をもって組織する。

### (会議)

第4条 協議会は、所掌事務について必要があると認めたときは、構成員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

### (事務局)

第5条 協議会の事務局は川越市に置き、その庶務は川越市建設部河川課及び川越市上下水道局事業計画課が行う。

### (公表)

第6条 協議会における資料及び議事の要旨については、あらかじめ出席者に確認の上、公表するものとする。

### (協議会)

第7条 協議会は事務局が招集し、基本事項を協議し決定する。

### (担当者会議)

第8条 協議会に担当者会議を置き、別表2に掲げる団体をもって充てる。

2 担当者会議は事務局が招集し、協議会に諮る事項、協議会において指示された事項を協議する。

3 担当国会議は、必要に応じて関係流域の市町村等の関係団体の出席を求めることができる。

4 担当国会議は、協議過程について、必要に応じて協議会へ報告するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、構成員が協議して別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月22日から施行する。

(平成31年3月18日 改正)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

協議会の構成	埼玉県	県土整備部	河川砂防課
			川越県土整備事務所
			総合治水事務所
	川越市	下水道局	下水道事業課
		建設部	河川課
上下水道局	事業計画課		

別表 2 (第 8 条関係)

担当者会議の構成	埼玉県	県土整備部	河川砂防課
			川越県土整備事務所
			総合治水事務所
	川越市	下水道局	下水道事業課
		建設部	河川課
上下水道局	事業計画課		